

# Das Vater- und Mutterbild in den „Deutschen Sagen“ der Brüder Grimm

Yoshiko Noguchi

Mukogawa Frauen-Universität

Die „Kinder- und Hausmärchen“ der Brüder Grimm wurden von ihnen von der ersten Auflage (1812/1815) bis zur siebten letzten Auflage (1857) stetig bearbeitet. Im Gegensatz dazu gab es bei den „Deutschen Sagen“, die zu Lebzeiten der Grimms nur ein einziges Mal im Druck (1816/18) erschienen, keine Textänderungen. Während die literarische Qualität der Grimmschen Märchensammlung herausragend ist, erscheint die dokumentarische Grundlage ihrer Sagensammlung – auch im Blick auf Jacob Grimms „Deutsche Mythologie“ – bedeutender und wertvoller. Während das Märchenbuch 211 Texte beinhaltet, umfaßt das Sagenbuch 585 Texte. Außerdem weiß die Sage Zeit, Ort und Name der handelnden Personen und erzählt Dinge, die einen realen Grund haben.

In den 585 Texten der „Deutschen Sagen“ treten 63 Väter und 30 Mütter auf. Der Vater tritt also doppel so oft wie die Mutter auf. Der Vater erscheint dabei in bezug auf den Sohn am häufigsten. Er tötet, verkauft und schlägt den Sohn. Manchmal verlangt er vom Sohn Geld oder einen Schatz. Es gibt aber auch den Vater, der den Sohn erzieht, weil dieser als Nachfolger der Familie von Nöten ist. Wenn der Sohn nichts lernt, wird er als unnütz angesehen und in der Folge verlassen oder getötet. Der Vater behandelt den Sohn also meistens grausam.

In Gegensatz zum Sohn wird die Tochter gut behandelt, weil sie eine wichtige Person ist, deren Heirat Frieden, Vermögen und Ehre für die Familie bringen kann. Der Vater gibt z.B. seinem Feind die Tochter zur Frau, um den Frieden eines Landes zu sichern. Deshalb folgt der Vater dem Rat der Tochter. Manchmal läßt er die Tochter mit seinem Feind über wichtige Angelegenheiten verhandeln. Es gibt aber auch den Vater, der den Rat der Tochter nicht beachtet, aber sie körperlich begehrt.

Die Mutter tritt in bezug auf den Sohn am häufigsten auf. Für sie ist nicht ihre Tochter oder ihr Mann, sondern der Sohn am wichtigsten. Sowohl Sohn als auch Tochter werden von der Mutter durch Verwünschung getötet, weil z.B. sie ihrem Befehl nicht gehorchten. Neben vielen grausamen Müttern treten nur wenige Mütter auf, die etwas voraussagen können oder über Urteilsvermögen verfügen.

Sowohl Väter als auch Mütter betrachten Mehrlingsgeburten als negativ. Diese werden in der Regel sofort ausgesetzt oder getötet. Einer Mutter, die mehrere Kinder geboren hat, wird nicht nur von ihrem Mann, sondern auch von vielen anderen Müttern vorgeworfen, daß sie mit einem Tier oder mit mehreren Männern verkehrt haben. Da mehrere Kinder für die Zukunft Erbstreitigkeiten und große finanzielle Kosten verursachen können, werden sie als Unglück angesehen. An dieser Diskriminierung, die die Mehrlingsgeburt als Treubruch der Frau interpretiert, wird die Misogynie des Christentums abgelesen.

Das Vater- und Mutterbild in den „Deutschen Sagen“ ist sehr grausam und ganz anders als in der modernen Familie. In diesem Aufsatz wird versucht aufzuzeigen, daß Mutterschaft oder Vaterschaft hier nicht als naturgegeben dargestellt werden, sondern ihre Darstellung von geschlechtsspezifischen Vorstellungen (Gender) abhängt, die je nach der Zeit, in der sie entwickelt werden, Gesellschaft und Kultur verändern können.

# 『ドイツ伝説集』における父親像と母親像

野口芳子

武庫川女子大学

## 1. はじめに

グリム兄弟が編集した『グリム童話集』は、1812/15年に初版が出版されてから7回も再版され、世界中に普及したが、『ドイツ伝説集』は1816/18年に2巻本の初版が出てから、兄弟の生存中に再版されることはなかった。7回も改変されたグリム童話集に比べて、伝説集の方は編者グリム兄弟が加筆していないので、伝承をより忠実に伝えているとされている。物語としての完成度から見ると童話集の方が高いが、歴史的事実を反映した資料価値という点から見ると、伝説集の方が高いとされている。収録されている話は童話集が211話であるのに対して、伝説集は585話で2倍以上になる<sup>1)</sup>。出典に関しては口承による収集が多いメルヒェンに対して、伝説は文献による収集が圧倒的に多い。17世紀後半に出版されたヨハネス・プレトリーウスの伝説集やオトマルの伝説集（1800年）など口承伝説を収めた膨大な数の文献を漁って収集している<sup>2)</sup>。

伝説はメルヒェン（正しい訳語は昔話、通称は童話）と異なって、時や場所、人名などが明示されていて、事実に基づいたものという前提で語られる。「本当なのだよ」という口調で語られる場合、真実と受け取るべきか、嘘と受け取るべきか、判断に迷うところである。メタファーで事実を暗示するメルヒェンに対して、事実を突きつける伝説は迫力があるが、逆に本当だろうかという疑念が残る。「事実は小説より奇なり」という言葉があるが、伝説集に出現する父親や母親は現代人の想像を絶する存在である。

## 2. 『ドイツ伝説集』に登場する父親と母親の概観

伝説集585話中、家族関係がわかる形で父親が出現する話は63話、母親が出現する話は30話である。父親は母親の2倍以上の話に登場している。父親は息子との関係において登場する場合が最も多く（37話）、娘との関係（19話）より重視されているのがわかる。しかし、娘も妻（15話）よりは多く出現する。以上の結果から、家族のなかで父親が重視しているのは夫婦関係より親子関係であり、とくに後継者育成を最重要任務とみなしているということが推測できる。一方、母親の場合は、息子との関係における登場が最も多い（20話）のは父親と同様だが、次に多いのが夫との関係における登場（10話）、つまり妻としての登場である。娘との関係における登場は最も少なく、5話しかない。この結果が示していることは、母親にとって最も重要なのは、後継者としての息子の存在であり、次が現在の支配者である夫（王）であり、最後に娘であるということである。娘が重視されないのは、母としての女性の価値は娘を出産したか否かではなく、後継者である息子を出産したか否かによって判断されたからであろう。

### 3. 『ドイツ伝説集』に登場する父親

#### 1) 教育する父親

息子を教育する父親の登場が7話（DS<sup>3</sup> 178, 310, 396, 436, 460, 467, 489）で最も多いということは、家の後継者を育てるということが、自分に課せられた最も大切な任務であると考えられる父親が多いということであろう。徹底的に規則や礼儀作法を教え込む父親が多く、それを守らない息子を容赦なく罰する。仕事がらみの場合は特に厳しい。屋根職人の世界では、意味不明のことを口走った息子を墜落の道連れにならないよう屋根から投げ落とす権利が、父親に与えられていたという（DS178）。生きている間だけでなく、死後も地獄の責め苦に合うということを伝え、息子に懺悔を説く父親もいる（DS467）。この傾向は王族だけでなく、平民の父親にも見られる。大工の父親は息子の識字能力を知り、師匠をつけて教育する。息子は後にローマ法王になるが（DS489）、これも教育熱心な父親のおかげである。近代の教育ママならぬ、教育パパが伝説集には頻出する。

一方、娘を教育する父親は1話にしか登場しない。人間の農夫、犁、馬を玩具にして遊ぶ娘に、食料を生産する大切な存在なのだから、元のところに戻すよう諭す人格者の巨人族の父親だ（DS17）。巨人族以外の人間で、娘を教育する父親は登場しない。娘を教育する母親も登場しないところを見ると、娘は教育対象とみなされていなかったと推測される。

#### 2) 娘の結婚を利用する父親

教育対象ではなかった娘は尊重されていなかったかというところではない。娘は嫁にやることによって、家産を増やし、平和をもたらす存在であるので大切に扱われた。娘の結婚相手は父親によって慎重に選ばれる（DS221, 319, 351, 402, 486）。資産が同等以上であることが条件で、娘の気持ちには無頓着で話が進められる。嫌がって逃げ出すと、娘は無理やり連れ戻されるか、親子の縁を切られてしまう。洞窟の十字架にしがみついた娘の手を引っ張り、手が抜けてしまうと気味悪がって、父は娘を洞窟に放置する（DS351）。岩穴で過ごす娘の首を切る場面を描かせ、その絵を祭壇に飾る父親もいる（DS351）。敵国の王から娘を妻にと請われると二つ返事で承諾するが（DS402）、身分違いの結婚には猛反対する。しかし、相手の素性が王族と判明するや否や、手の平を返したように承諾する（DS486）。父親にとって娘は嫁ぎ先の国と友好関係を築き、かつ国の資産を増やす大切な人的資産なのだ。だが、それだけではない。『ドイツ伝説集』には娘に信頼を寄せる父親は3話に登場するが、息子に信頼を寄せる父親が登場する話はない。

信頼する娘の勧めに応じて敵に降参し、娘を交渉役として敵陣に派遣する父王（DS92）や、娘が死んでも霊となって現れて世話してくれることを望む父王（DS222）や、息子ではなく娘に、手紙を入れた矢を敵陣に射よう命じる父王（DS448）などが登場する。娘の忠告を無視したばかりに水底に沈んで死んでしまった父親（DS306）がいるくらい、娘は教育しなくても予言能力や交渉能力を持つ存在として、その発言や行動が「神聖視」され、「重視」されている。

#### 3) 娘に欲情する父親

娘に理解がある父親だけでなく、娘に欲情する父親も出現する（DS182, 488）。美しさのあまり、

実の父に欲情の目を向けられる娘は神に醜くしてくれるよう祈る。すると突然、口髭が生えてきて、父親の欲情から逃れることができる (DS182)。別の話でも、父親の欲情に困惑した美人の娘は、醜くしてくれと神に祈るが聞いてもらえず、悪魔の力で醜くなり、父の欲望から逃れる (DS488)。ここでは美しさは結婚の条件ではなく、性欲の対象とされる危険な要素として出現している。それにしても、近親姦を避けようと助けを求める娘に援助の手を差し伸べるのが、神ではなく悪魔だということは、弱者にとって悪魔は神より頼りがいのある身近な存在だったのだろうか。

悪魔と神は語源的には同じ言葉から派生したものである。悪魔を表す英語 devil は神や神性を表す divinity から派生したもので、その語源はインド・ヨーロッパ語の devi (女神) あるいは deva (神) である<sup>4)</sup>。実際、「悪魔の存在は反キリストという名前で呼ばれ、たとえば目の見えぬ人の目を見えるようにしてやるという治癒の奇跡を、キリストと同じように実行しようと考えられていた」<sup>5)</sup> ようだ。キリスト教以前の神々が悪魔化されたのであるから、人々は神だけでなく悪魔も同様の力を持つとみなし、その力にすがったのであろう。アルメニア人が復活祭の時、キリストには 1 頭の羊を、悪魔には 30 頭の羊を捧げたのは、悪魔の力の方が強大であると人々が信じていたからであろう<sup>6)</sup>。

#### 4) 息子を殺す父親

息子を教育する父親の次に多いのが、息子を殺す父親で 5 話 (DS178, 231, 405, 411, 472) に登場する。娘に欲情する父親はいても、娘を殺す父親はいないのに、息子を殺す父親は頻出する。父親が息子を殺すのは、次の 3 つの場合だ。仕事を教えるなど、教育する過程で息子が愚鈍であったり、失敗したりした場合 (DS178, 231)、躰ようとして逆に親に反撃してきた場合 (DS405)、多胎児として出生してきた場合 (DS411, 472) だ。

後継者として期待される息子は教育を受けることができるが、その成果が芳しくなく、期待に届えてくれない場合は、無用の長物として消されてしまう。期待は失望と隣り合わせの感情で、届えてくれたときは満足するが、裏切られたときは失望し殺意すら生じる。なぜなら、期待できない息子は、国の存続や家業の存続を危うくするからである。愚鈍な息子は家族や国民の生存権を脅かす存在になると判断するからこそ、父親は殺すのであろう。多胎児が殺されるのも、将来起こる相続権争いを回避するためであろう。8 世紀半ばの話だが、妻が 5 つ子を産んだという知らせを聞いた王は、籠に入れて持参するよう命じる。父王は籠の中に槍を突き刺し、槍を恐れず掴んだ 1 人だけを残して、あとの 4 人を殺したという (DS411)。人間は 1 回の妊娠で 1 人の子を産むものであり、1 度に多くの子を産むのは犬や猫のように動物のすることであるという偏見は<sup>7)</sup>、相続権がらみで創出されたものかもしれない。

#### 5) 相続人を決定する父親

息子を相続人にする父親は 3 話に登場する。2 人の息子と 1 人の娘のうち、長男を相続人に指定し、次男を聖職者にするヘッセン伯ハインリヒ 1 世 (1247-1308) の話 (DS568)、2 人息子のうち伯爵の死後、ヒルデスハイムの僧正に先に相続を申し出たほうを相続人に指定するヴィンツェンブルク伯 (1122-1130) の話 (DS75)、魔力を持つアルラウネの持ち主が死んだら、末息

子がこれを相続する話（DS84）の3話だ。長子相続を指定するのは王族の父親で、末子相続を指定するのは平民の父親である。知恵を働かせて俊敏な行動ができる者に相続させる父親も王族の父親といえる。末子相続は平民階層で、長子や有能者による相続は上層階層で採用されたものと分析できる。しかしフレイザーによると、現実にはドイツ諸侯国のうちザクセン王国、シレジア王国、シュヴァーベン公国など数多くの国で、領主は慣習法に則り末子相続を選択していたという<sup>8)</sup>。

一方、娘を相続人にする父親も2話に登場する。711年にクレーヴェ公爵が亡くなるとひとり娘が多くの子の国になる話（DS541）と、息子がいないので、死後は国土を夫人と娘のものにすると言っていたブラバント公爵（1095-1139）の場合だ（DS544）。男系の相続人がいない場合、女性は不動産の相続人になることができる。しかし多くの場合、亡くなった王の兄弟が、ドイツ法では女は相続人になれないはずだと主張して国を奪おうとし、訴訟や戦争になる（DS544）。それを避けるため、フランケン国王フーゴー（481-511）はひとり娘を相続人に指定せず、チューリンゲン国に嫁がせる。国王の死後、庶子の息子が王位に着くと、チューリンゲン国王は嫡出子である妻が正当な相続人であると主張して、フランケン国と戦争する（DS551）。娘に相続させてもさせなくても、王の死後は国の相続を巡って戦争が避けられないようである。

## 6) 子どもを売り、捨て、殴り、許さない父親

貧しい農夫は大金と引き換えに子どもをユダヤ人に売り、子どもは絞殺されてしまう（DS353）。6倍の乳をのむ赤子を「取り替えっ子」と信じ、父親は川に投げ捨てる（DS83）。農夫の父が年老いた息子を打つと、息子は親爺を突き飛ばす（DS363）。戦争に駆り出されると、自分の代わりに息子2人を連れて行ってくれと父親がいう（DS472）。皇帝から土地をもらうなという両親の命令を無視した息子を父親は許さない（DS524, 525）。命令に対する絶対的服従を父親は息子に要求する。

## 7) 父親像のまとめ

伝説集の父親は総じて残酷である。息子を殺す、売る、殴る、捨てることが多く、宝物や金貨を要求することもある。息子を教育する父も出現するが、相続人にするために必要だからだ。ここでは教育し甲斐がない息子は、不必要な人材として切り捨てられる。

一方、娘の方は大切に育てられる。都合のよい家に嫁がせる重要な人材であるからだ。父王は娘を敵陣に嫁にやって、平和維持を図ろうとする。娘の忠告をよく聞き、敵との交渉まで娘にやらせるのはそのためである。しかし、なかには娘の忠告を無視する厳格な父親や、娘に欲情する父王もいる。相続人に指定されるのは原則として息子で、息子がいない場合にのみ娘が指定される。娘は他国と友好関係を結ぶ大切な人的資源なので、息子のように売られたり、殴られたり、捨てられたりすることはない。

## 4. 『ドイツ伝説集』に登場する母親

### 1) 呪い殺す母親

最も多く登場する母親は子どもを呪い殺す母親だ。5話に登場するが、娘を呪い殺す母は3話に、息子を呪い殺す母は2話に登場する。娘の強情さに怒り、呪って娘を岩穴の霊にしてしまう母親 (DS227)、日曜日に教会に行かず、コケモモ採りに行った娘に呪いをかけ、石にしてしまう母親 (DS229)、母親が反対する相手と婚約し、母親が死んでから結婚するという約束をした娘を呪い、娘の新床を石に変えるよう神に懇願し、石の上で餓死させる母親 (DS230) などが出現する。母親の命令を無視した娘は、生前だけでなく死後も母親に呪われ続けて殺されてしまう。娘に対して母が求める従順さは絶対的なもので、有無を言わせない迫力をもつ。この迫力は息子に対しても見られる。砂まじりの腐った牛乳を母親に提供した嫁と息子に、「神罰が下るよう」母親が呪うと<sup>9)</sup>、突然嵐と雷雨が起り、豊饒な土地は荒地と化し、人も家畜も死んでしまう (DS93)。母親に素行を注意された巨人の息子は、激昂して母に殴りかかる。すると天が荒れ狂い、山が巨人の上に崩れ落ちてその体を埋めてしまう (DS137)。母をないがしろにしたり、母に手を挙げたりした息子は、母に呪われて神罰が落ちる。母の呪いは、不従順な娘と粗暴な息子双方にかけられ、その結果、神罰による殺害が実行される。子どもに対する母親の態度は、現在よりも遥かに厳格である。

### 2) 見殺しにする母親

家の鍵を開けなければ7歳の息子を殺すと脅され開けようとするが、相手は息子だけでなく、妊娠中の自分も殺すかもしれないと躊躇する。その間に息子は殺されてしまう (DS128)。ここでは粉屋の妻は盲目的な母子愛に流されず、生き残る可能性を冷静に考えて慎重な行動を採る。息子を見殺しにするのは酷だが、そうすることによって自分と胎児を救ったのだから、結果的に家の断絶は免れたことになる。母親の冷静さは他の話の中でも伺える。後継者に相応しくないと判断した息子は、たとえ実子であろうと母親は見殺しにする。狼藉を働く息子をたしなめようとした父王に殴りかかり殺そうとする息子を母親は許さない。この子は王の子ではなく怪物に強姦されてできた子であると母は説明する。王と王の実子の命を狙う者として、その息子を成敗することに母親は賛同する (DS405)。

9つ子を産んだザクセン伯夫人は、夫に受け入れられないと思い、1人だけ残して8人を捨てるよう命じる (DS577)。また、自ら12人子を産んだシュヴァーベン伯夫人は、末子だけ残して11人を川に捨てようとする (DS521)。この伯爵夫人は、以前3つ子を産んだ貧しい女に、「この女が不貞も働かずに1人の男から3人もの子どもを産めるわけがない。…袋詰めして溺死させるのが、この姦婦には相応しい報いだ」<sup>10)</sup>と言い放ったことがある (DS521)。このような考え方をする伯爵夫人は他にもいる。ヘンネベルク伯夫人は、双子を抱えた貧しい物乞い女に向かって「消え失せろ、恥知らずな物乞い。女が1人の父親から1度に2人の子どもの産むなどどうていありえないことだ」と断言する<sup>11)</sup>。この背景には1人の夫と交われば、生まれるのは1人と信じる社会がある。多胎児に対する差別が、女の貞操観を問う差別に読み替えられている。

フレイザーによると、人間の出産力を土地の豊饒力と同一視する中央アフリカのバガンダ族

は、双子を出産した両親を「並外れた豊穡力 (extraordinary fertility)」の持ち主として称え、「多産の美德 (reproductive virtue)」が農場に実りをもたらすと崇めたという<sup>12)</sup>。さらに、カナダのブリティッシュ・コロンビアの原住民は双子を超能力保持者として尊重し、天候を左右する力があると信じていたそう<sup>13)</sup>。出産を崇める社会と蔑視する社会の価値観が、性交の産物である多胎児に対する見方に色濃く反映されている。

### 3) 予知能力や判断力がある母親

農夫がユダヤ人に売った子どもが殺されたとき、畑にいた妻の手に3滴の血が滴り落ちた。不安になり子どもを探すと、白樺に吊るされている死体を発見する (DS353)。霊能者の母を持つ息子たちは、王の相談役として重宝され、常に母の判断を仰いで王に伝えている (DS389)。ここでは息子たちは母の靈感のおかげで出世する。予言や靈感などの超能力だけでなく、理性的な判断力を持つ母親も登場する。利発賢明な母に相談しながら、若い兄弟は一族を率いる。ヴォーダンの后であるフレイ神に母親が勝利を祈願したおかげで、一族は勝利を得る (DS390)。后は亡き王の遺児を籠に入れて戦場に連れ出し、「負けたらこの子は囚われの身になる」<sup>14)</sup>と兵士に思わせ士気を高揚させる (DS434)。この2話では母親が冷静な判断に基づいて行った行為が、国を勝利に導いている。

### 4) 後継者を決める母親

母親の判断力に対する信頼は後継者を決定する母親が登場する話からも見て取れる。亡き長男の遺児を老母が引き取り、国の跡継ぎとして教育する。次男と三男がそれを知って妬み、遺児を幽閉する (DS431)。ここでは母親は実の息子たちの命より、長子相続という国の相続規定の方が守るべき事項であると考えている。実際に長子相続では長男が死亡した場合、兄弟ではなく長男の息子 (長男) が継ぐとされている (Hoferbfolgeordnung 莊園相続規定)<sup>15)</sup>。亡くなったカール大王の3人の息子 (ピピン、カール、ルードヴィッヒ) が、それぞれ自分が跡継ぎの王になりたいと争う。后 (母親) は3人に鶏を持って来させ、その鶏を争わせ、勝った方を後継者にするという (DS443)<sup>16)</sup>。ルードヴィッヒ敬虔王が即位したのは814年だから、この話は西洋中世の神明裁判 (Gottesurteil) の痕跡が濃厚に残ったものといえる。つまり后は決闘による審判でことの本質を判断するという当時の神判、つまり「自然力をして被告の雪冤をおこなわせようとしたのである」<sup>17)</sup>。この后は法を熟知する賢明な母親といえよう。しかしなかには的確な判断力を持たない母親もいる。

### 5) 過保護で無知な母親

可愛がっていた子が死んだので、市民の母親は靴型のパンを焼いて子に履かせて棺に入れる。すると子どもは悲嘆にくれた様子で母親の前に姿を現す。母親がパンの靴を脱がすと子どもは成仏する (DS238)。愛するあまり大切な食料を無駄に使った母親を神は罰し、子どもが成仏できなかったのだ。母親の無分別な溺愛は正しい愛ではないということを神は教えたかったのであろう。貧乏な山番の寡婦が苦境を嘆いていると、悪魔が現れて手を差し伸べてくれる。悪魔に身を売った寡婦は魔女となりサバトに参加する (DS251)<sup>18)</sup>。子どもを養うために悪魔に身売りした

愚かな母親のことが述べられているが、貧乏な寡婦に援助の手を差し伸べるのは、伝説でもメルヘンでも決まって悪魔だ。

#### 6) 好奇心のため夫を失う母親

公爵の娘の代わりに白鳥の騎士が腹黒い家臣と決闘して勝ち、娘と家臣との婚約は偽物であることを証明する。白鳥の騎士は娘と結婚するが、素性を聞かないという条件を付ける。娘は条件を守っていたが、他人から夫の素性のことで嫌味を言われ、思わず夫に素性を尋ねてしまう。夫は自分が高貴な出自であることを明かして立ち去る (DS542)。父王は妻と娘を城の後継者にすると遺言して死ぬ。父の兄弟が女には不動産相続権がないという理由で、自らの相続権を主張する。決闘による審判で決めることになり、娘と妃のために戦った白鳥の騎士が勝つ。素性を聞かないという条件を付けて騎士は娘と結婚する。しかし妻は子どもに父親の身元を知らせる必要があると考え、約束を破って夫に素性を尋ねる。夫は驚き、「お前は自ら幸せを壊したのだ。私はお前の元を去らねばならない」<sup>19)</sup> と言って立ち去る (DS544)。夫の素性を伏せたまま結婚するということは、明らかになれば結婚が許されない部族か階層に属する人なのであろう。それゆえ、素性が知れると、夫は直ぐ逃げ出すのである (DS544)。実際、中世のゲルマン貴族には身分違いの婚姻は許されず、古ザクセン法では死刑に処すと記されている<sup>20)</sup>。

王家の結婚は平和のため、財産のため、後継者をもたらすためのものでなければならない。婿の出自が不明のまま結婚するという事は、現実にはまず考えられない。しかし窮地を救ってくれた有能な男性が現れた場合、条件を問わず婿にすることはあり得る。あくまで例外措置であるので、通常条件を問わないという約束は守られねばならない。この場合、妻の好奇心は夫との生活を失うことを意味する。女性の好奇心は生活崩壊を導くという、聖書の原罪を示唆する話とも読める。母親が素性にこだわるのは夫についてだけでなく、息子の嫁についてもである。

#### 7) 嫁いびりをする母親

息子の王子が森で見つけてきた嫁に母親は反対する。嫁が裸で素性のわからない女だからだ。嫁が生んだ7つ子を7匹の小犬にすり替え、王妃が犬の子を産んだと息子に報告する。子どもたちは森に捨てられるが、後に発見されて真実が露見し、姑は火刑に処される (DS540)。姑となった母親の嫁いびりの原因は主として嫁の素性にある。家を守る母として姑に課された仕事は、高貴な血筋の嫁が正当な後継者を産むことを見届けることである。王家にとって由緒正しい嫁を娶ることは、家の存続を左右する最重要事項といえる。高貴な素性の嫁とわかると、母親が嫁いびりをやめて急に優しくなるのは、このような事情からである。

#### 8) 母親像のまとめ

母親は息子との関係において登場する場合が最も多く (20 話)、娘との関係 (5 話) や夫との関係 (10 話) よりも重視されている。最も多く登場するのが、呪い殺す母である。娘も息子も母に呪い殺される。母の命令に背いたからだ。命に背く子を許さない母の怨念は、母の生存中だけでなく死後も続き、墓場から子を呪い殺す。自己保身のため息子を見殺しにする母や子捨てる母など、子どもを過酷に扱う母が数多く登場する。予言能力や判断力を持つ母も存在するが、

無知で過保護で好奇心の強い母親も存在する。

父親も母親もともに子どもに対して厳しい態度をとるのは、生まれてきた子が多胎児の場合だ。この場合、捨てるか、殺すか、どちらかの方法が選択される。なぜ多胎児が差別されたのだろうか。多胎児を産んだ母は獣姦したとか、夫以外の多くの男と性交したとか、心ない非難の言葉が父親からだけでなく、母親からも浴びせられる。無知が招く偏見が支配していた社会がつぶさに描かれている。多胎児差別はどのような背景から生まれてきたのだろうか。その問題を西洋中世の法や慣習や社会のなかでジェンダーの視点から考察していく。なお、興味深いのは昔話や伝説を語る母親は1人しかいないのに（DS412）、父親は3人もいる（DS212, 298, 497）ということである。伝承文学の担い手は初期においては女性ではなく、主として男性であったのではないかという仮説を裏付けるものといえる。

## 5. 西洋中世の法、慣習、社会から見た父母像

伝説集で息子を教育するのは父親であるという結果がでたが、これは西洋中世では教育権を持つものは父親であったからだ。母親が教育できなかったのは、女性は生まれながら知的能力に欠けるとみなされていたからである<sup>21)</sup>。「教会法、聖書解釈、神学は、女性たちは説教することができないばかりか、たんに教えることもできないと、一致して主張している」<sup>22)</sup>。母親には知的教育ではなく、道徳教育という役割があてがわれ、言説ではなく叱責や呪いという行動でそれが実行されていた<sup>23)</sup>。子どもの品行や宗教的な務めを管理するのが母親の役目であるからこそ、日曜礼拝をさぼった娘に呪いをかけたて石に変身させたり、砂混じりの腐った牛乳を差し出した息子に神罰が落ちるよう呪ったりしたのだ。言葉ではなく行動で道徳を叩きこむ母親は、言葉で息子を教育する父親より、理性的でない分、迫力がある。教育権や親権が父親にのみある社会で、母親の存在感を示すには、自らに課された役割を十二分に果たす必要があったのであろう。

息子や娘の命を奪う権利は父親のみに与えられていたので、母親は呪いという方法で神罰を仰ぐしかなかったのだ。娘の性を管理するという務めを全力で果たそうとする母親の姿には、夫に認められたいという健気な気持ちを感じられる。

美しい娘に欲情する父親の近親姦が語られるが、レヴィー・ストロースによると、近親姦の禁止が一般的になるのは16世紀以降のことであり、それ以前の社会ではさほど珍しいことではなかったそう<sup>24)</sup>。父親の娘に対する欲情は、しかしながら娘の美しさが醜さに変わると消え去る。中世の「美しさ」は「豊かさ」を意味し<sup>25)</sup>、「豊かな実り」つまり出産能力との結びつきを示唆する。それは男性を誘惑し性愛を引き起こす力を持つ。つまり、娼婦や愛人には不可欠だが、妻になろうとする娘には不吉なものといえる。なぜなら、美しさのせいで貞操を失うと、娘は妻になる機会を失うからである。神の慈悲や悪魔の力で美しさを失った娘は父王の近親姦から逃れることができる。

相続に関しては、ゲルマン社会は多様な選択をしている。分割相続の慣習があったと言われるゲルマン諸侯だが<sup>26)</sup>、伝説のなかでは単独相続が圧倒的多数を占める。メロヴィング朝のフランク王国（481-751）では子どもたちが分割統治したため、国土の分割が繰り返された。カロリング朝になるとフランク王国は3つに分割され、東フランクがドイツ、西フランクがフランス、

残りがイタリアの3国になる。6世紀のサリカ法典を根拠として<sup>27)</sup>、フランスは女性の王位継承権を廃止する。しかし実際にはフランスでもドイツでも息子がいない場合は、配偶者の后や娘が継承した例があった。神聖ローマ帝国の摂政アーデルハイト（オットー1世の妃：991-999年に即位）や、ナルボンヌ子爵領の女領主エルマンガルト（1134年）、モンペリエ領主マリー（1212年）などがそうである。女性による相続が語られる伝説は、案外真実を伝えているのかもしれない。

末子相続は旧約聖書や牧畜民や開拓民にみられる。分封されて兄たちが家を出ていくので、残った末子が屋敷を継ぎ親の面倒を見たのだ<sup>28)</sup>。『ドイツ伝説集』で末子相続が多く出るのは、古代や中世初期の話が多いからか、それとも零細農民や放牧民などの相続が多く語られているからなのだろうか。有能な者に相続させるのは、ローマ人の指定相続を反映したものとも考えられるが、ゲルマン農民の慣習法では単独相続をとる場合が多く、家の存続を考えるとこの方法が最も妥当だと思われる。長子相続は王家では行われていたようだが、平民階層では普及が限定的だったと思われる。本来、ゲルマン法では分割相続が主流だが、伝承文学では伝説でもメルヒェンでも単独相続、とりわけ末子相続や有能者相続が頻出する。平和を乱す最大の原因は相続である。分割相続を唱えるゲルマン法に従っていたら国は分割されて弱小化の一路をたどる。そこで父親は兄たちを修行や教育に出したり、多胎児を殺したりする。多胎児が縁起が悪いのは相続争いを招いたり養育費用がかかったりするの、家に諍いや経済的負担をもたらすからであろう。それを女性の貞操観と結びつけて解釈するところに、西洋キリスト教社会のミソジニーを看破することができる。

多胎児を無事出産した女性は当時の医療環境では、安産タイプの健康で実り豊かな女性、すなわち「美しい」女性であり、子孫確保の視点から見れば辱められるよりむしろ崇められるべき存在であろう。実際、キリスト教が支配していないウガンダやブリティッシュ・コロンビアの部族社会では、多胎児を出産した女性は男性と共に豊穡をもたらす「超能力保持者」として崇められていたという。しかし現世ではなく来世での幸せを願うキリスト教的視点からみれば、出産と結びついたこれら「豊穡な」母親は性的能力に満ち溢れた存在、男を現世思考に引き戻す存在、すなわち忌避すべき存在として差別されたのであろう。

## 6. まとめ

厳しい父親の行為は法的根拠に基づいたものであるが、厳しい母親の行為はそうではない。夫の意向を代弁するに過ぎない母親には、実際に子どもを殺したり、捨てたり、売ったりする権利はない。なぜなら子どもの親権を持つのは父親だけだからだ。公然と暴力で罰することができない母親は、「呪い」という手段で神に裁きを委ねる。中世では、見えない呪いは、見える暴力より恐れられたので、魔術の行使が疑われる<sup>29)</sup>。子どもを呪う母は、魔女告発される危険を覚悟しなければならない。神は母の「呪い」を常にかなえてくれるのに、「願い」はかなえてくれない。子どもを養えない寡婦に援助の手を差し伸べるのは、神ではなく悪魔だからだ。多胎児を殺す父は罰せられないのに、母は罰せられる。5つ子を4人殺しても父は罪に問われないが、母が多胎児を捨てると刑罰が科せられる。

伝承文学の中の父親や母親が子に対して残酷なのは、彼らにとって最も大切なのは親子愛では

なく、家や国の存続であるからだ。そこでは家庭は愛情を育む場ではなく、家の存続に貢献する人材を確保する場であった。戦争を避けるため、後継者を巡る諍いを回避しようと、様々なことが検討される。現在の我々には残酷と思われる行動も、異なる社会や文化のなかでは最善の行為だったのだろう。社会が変われば求められる父性や母性も異なる。近世や中世では家庭は愛情で結ばれた情緒共同体ではなく、生産の場であった。家父と家母が共同組織の長として、経済機構としての所帯を管理していたのだ<sup>30)</sup>。家族愛やロマンティック・ラブは近代家族の産物であり、伝統社会の家族の間では見られなかった。なぜなら伝統社会で夫婦を結び付けていたのは情緒ではなく、経済観念だったからだ<sup>31)</sup>。

少子高齢化を迎えたポスト近代の父母に求められるものは何なのか。男性が生産者で女性が消費者と位置付けられた性別役割分担が賞揚された近代社会の「女らしさ」や「男らしさ」を刷り込むことでないことだけは確かである。男性だけが生産者の時代は終わり、男も女も生産者の時代が到来する。それが少子高齢社会であり、ポスト近代の社会である。生産者である女性に求められる「女らしさ」は、男性に求められる「男らしさ」とどう異なるのか。従来の「消極性や受動性や従順さ」などではなく、男性と同じように生産力を高める積極性や先見性が求められるのではないのだろうか。ジェンダーとは社会が期待する「女らしさ」「男らしさ」であり、時代によって社会によって変わるものなのである。『ドイツ伝説集』の父母像と近代の父母像の相違は、そのことを端的に物語っている。

#### 注

- 1) Brüder Grimm: *Deutsche Sagen*. 3Bde. Hergsg. v. Hans-Jörg Uther. München 1993. ここでは初版本ではなく、Hermann Grimm 編第3版に基づいた Uther 編3巻本をテキストとして使用する。
- 2) Ebd. Bd.1, S. 22, 293-316, Bd. 2, S. 585-600. Praetorius, Johannes. *Der abentheuerliche Glück-Topf*. Leipzig 1669. この他に彼の著書は8冊使用している。  
Otmar, Nachtgal, Johann Karl Christoph. *Volcks-Sagen, nacherzählt von Otmar*. Bremen, 1800.
- 3) DS は *Deutsche Sagen* の略称で、その後伝説集に収録されている話の番号を書いて表示する。
- 4) Walker, Barbara G: *The Woman's Encyclopedia of Myths and Secrets*. New York 1983, S.225.
- 5) S.227..
- 6) Ebd. S. 225
- 7) Brüder Grimm: *Deutsche Sagen*, a.a.O., Bd. 2, S. 536-537.
- 8) Frazer, Sir James George: *Folk-Lore in the Old Testament*. New York 1923, S.178.
- 9) Brüder Grimm: *Deutsche Sagen*, a.a.O., Bd. 1, S. 113.
- 10) Ebd. Bd. 2, S. 463.
- 11) Ebd. Bd. 2, S. 542.
- 12) Frazer, Sir James George: *The Golden Bough*. New York 1950 (1. Aufl.1922), S. 158.
- 13) Ebd. S. 76.
- 14) Brüder Grimm: *Deutsche Sagen*, a.a.O., Bd. 2, S. 385.
- 15) Kroeschell, Karl: *Landwirtschatsrecht* Köln/Berlin/Bonn/München 1963, S. 85.
- 16) Brüder Grimm: *Deutsche Sagen*, a.a.O., Bd. 2, S. 391-392.

- 17) ハイน์リヒ・ミッター著 世良晃志郎訳 『ドイツ法制史概説』 創文社 1954年 58-59頁。
- 18) Brüder Grimm: Deutsche Sagen. a.a.o., Bd. 1, S. 220-221.
- 19) Ebd. Bd. 2, S. 507.
- 20) ハイน์リヒ・ミッター著 世良晃志郎訳 『ドイツ法制史概説』 前掲書 34頁。
- 21) ジョルジュ・デュビイ／ミシェル・ペロー監修 杉村和子／志賀亮一監訳 『女の歴史Ⅱ 中世Ⅰ』 藤原書店 1994年 172頁。
- 22) 同上
- 23) 同上 208頁。
- 24) クロード・レヴィー・ストロース著 馬淵東一他訳『親族の基本構造 上巻』 番町書房 1977年 72頁。
- 25) ジャック・ル・コブ著 桐村泰次訳『中世西欧文明』 論創社 2007年 532頁。
- 26) 世良晃志郎訳『バイエルン部族法』 創文社 1977年 306頁 (15章9条)。  
久保正幡他訳『ザクセンシュピーゲル』 創文社 1977年 51頁「封主が一人の息にしか彼(息)の父の封を与えないということは、封建法ではあっても、…ラント法ではない」。
- 27) 久保正幡訳『サリカ法典』 創文社 1977年 159頁。(第59章5で女性の土地相続権を否定している。)
- 28) 内藤莞爾『末子相続の研究』 弘文堂 1973年 31-36頁。
- 29) Ahredt-Schulte, Ingrid: *Zauberinnen in der Stadt Horn (1554-1603)*. Frankfurt/New York 1997, S.156-160.
- 30) Weber-Kellermann, Ingeborg: *Die deutsche Familie*. Frankfurt/M 1974, S. 73.
- 31) Shorter, Edward: *The Making of the Modern Family*. New York 1975, S. 57.